東京電力(株)　福島第二原子力発電所

平成22年度　不適合管理委員会報告情報(平成22年6月7日(月)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年6月7日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分　Ⅰ：　該当なし
区分　Ⅱ：　該当なし
区分　Ⅲ：　該当なし
その他：　14　件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	低圧蒸気タービン(A)第10段抽気ドレン弁において、表示不良(全開時、表示灯赤緑両点灯)が認められたため、当該弁のリミットスイッチを調整。	GIII	
2	1号機	補機冷却海水系電解鉄イオン供給装置において、供給ポンプ(B)出口逆止弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検補修。	GIII	
3	1号機	発電機水素ガス冷却装置密封油真空ポンプ(B)において、排気チャンバ内油に白濁が認められたため、当該ポンプを点検。	GIII	
4	2号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(C)伝熱管の渦流探傷検査において、35本に判定値外れが認められたため、当該伝熱管を交換。	GIII	
5	2号機	原子炉給水ポンプ(A)用タービンにおいて、軸受部近傍より潤滑油の滲みが認められたため、当該部を補修。	GIII	
6	2号機	所内電力使用量報告書(社内報告：2号機4月分)において、誤記(2箇所)が認められたため、当該誤記を訂正。	GIII	
7	2号機	タービン潤滑油系リフトポンプ(＃5：停止中)に残圧(通常0MPaが約2.5MPa指示)が認められたため、対応検討。	GIII	
8	2号機	試料採取系原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器入口導電率測定用恒温槽において、温度制御不良(温度が通常より高い)認められたため、当該恒温槽を点検。	GIII	
9	3号機	ディーゼル発電機,非常用炉心冷却系,原子炉補機冷却系機能検査の検査記録において、誤記(残留熱除去系ポンプ(A)揚程計算式)が認められたため、当該誤記を訂正。	GIII	
10	3号機	逃がし安全弁(A)出口温度計(計算機用)において、検出器故障の警報発生が認められたため、当該計器の検出器を点検。	GIII	
11	1.2号廃棄物処理設備	使用済樹脂系使用済樹脂槽デカントポンプ出口流量計点検時、計器精度に管理値外れが認められたため、当該計器を交換。	GIII	
12	補助ボイラー	ボイラー(C)用現場制御盤において、緊急停止スイッチ用カバーの破損が認められたため、当該スイッチカバーを交換。	GIII	
13	補助ボイラー	ボイラー(C)用脱気器(B)点検時、スプレーノズルのネジ山に摩耗が認められたため、当該ノズルを交換。	GIII	
14	その他	一次水処理設備純水装置(B)再生(H塔洗浄工程)時、H塔用硫酸計量槽(B)液面指示計下部に液漏れ(1滴／分程度)が認められたため、当該漏れ箇所を修理。	GIII	